

[illegible]

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座（※）を利用する場合、「公金受取口座を利用します」のチェックボックスに「レ」マークを記入してください。
なお、公金受取口座を使用する場合であっても、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要となりますのでご注意ください。
（※）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。
- 2 ⑩、⑪、⑫及び⑬の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑩、⑫、⑬及び⑭の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑳及び㉑の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ㉒の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ㉓の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ㉔の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
- (1) 請求者については、㉕に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉖に特定扶養親族の数を、㉗に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ㉘の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ㉙の欄は、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 ㉚の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。
- 12 ㉛の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。
- 13 この請求者に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
- (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
- (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
- (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
(ア) 父又は母が生死不明の場合、(イ) 父又は母が１年以上遺棄している場合、(ウ) 父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(エ) 父又は母が１年以上拘禁されている場合
- (7) 本年１月２日以後現住所に転入された方は、㉜から㉞までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
- (8) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
- (9) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
- 14 この請求書についてわからないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

○ 請求者、請求者の配偶者及び扶養義務者の方々へ

児童扶養手当の支給額を決めるに当たり、あなたとあなたの配偶者又はあなたの扶養義務者の所得等について確認する必要がありますので、御了承願います。

◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。